

在宅医療領域における医療DX推進に向けたデジタル技術活用実証業務委託 提案書評価基準

1 基本的な評価事項

受託候補者の特定にあたっては、本市にとって最適な事業者を選定するため、公募型プロポーザル方式を採用し、評価点の最も高い提案者を受託候補者とします。

2 評価点

提案書の内容及びヒアリングの内容を合わせて評価し、評価点を与えます。評価委員1人あたりの評価点の満点は146点とします。

3 評価点の最も高い者が2人以上あるときの対応

評価基準の評価項目のうち、以下の項目順で点数比較を行います。なお、上位者が決まった段階で、それ以外の項目での比較は行いません。

- (1) 在宅医療モデルの企画立案
- (2) 検証方法及び評価計画の設計
- (3) 実証協力事業所、対象者の確保・調整
- (4) 安全性・倫理・法令適合
- (5) 業務背景・目的の理解
- (6) デバイス等の準備・データ管理・書類及びガイドの整備

なお、上記の項目においても同点の場合は、評価委員の投票で多数決により当該同点者の順位を決定します。票数が同数の場合には委員長の判断により決定します。

4 評価委員会を欠席した評価委員の評価点の取扱い

評価委員が評価委員会を欠席した場合、その評価委員の評価点は無効とします。

5 評価方法

- (1) 評価項目、評価の着目点及び配点の詳細については、プロポーザル評価表のとおりです。
- (2) 各評価項目について、5点、4点、3点、2点、1点の5段階評価を行います。

評価点は5段階の点数に各項目の係数を乗じた点数とします。例えば、係数2の項目の場合、評点は次のとおりとなります。

評価が5点であれば評価点は $5 \text{ 点} \times 2 = 10 \text{ 点}$

評価が4点であれば評価点は $4 \text{ 点} \times 2 = 8 \text{ 点}$

評価が3点であれば評価点は $3 \text{ 点} \times 2 = 6 \text{ 点}$

※「ワークライフバランス・障害者雇用・健康経営に関する取組」の項目においては、該当している＝1点、該当していない＝0点とします。

- (3) 全ての評価項目を絶対評価により採点します。

評価委員の持ち点合計の60%を基準点とします。なお、基準点に達しない場合は不適格とします。

評価委員5人全員が評価委員会に出席した場合 満点：730点、基準点：438点

評価委員4人が評価委員会に出席した場合 満点：584点、基準点：351点